

水道法一部改正に伴う

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となるため、指定給水装置工事事業者様におかれましては、更新手続きが必要となります。

1. 申請に必要な書類

- 1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- 2) 誓約書（様式第2号）
- 3) 機械器具調書（別紙）
- 4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 5) 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第6号）

[免許番号確認のため、免状又は技術者証の写しを添付してください。]

2. 山添村が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

※別紙 指定更新時確認書

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

3. 更新に係る事務手続き手数料（山添村簡易水道事業給水条例32条による。）

5,000円

○問い合わせ

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大西151番地

山添村 環境衛生課 水道係

TEL 0743-85-0047（直通）